

(仮称) 白岡市市民参画条例の骨子**第1 目的**

この条例は、白岡市自治基本条例第15条第5項に基づき、市民参画の推進に関し、市民及び行政の責務を明らかにするとともに、市民の参画に関する基本的な事項を定めることにより、参画と協働によるまちづくりを推進し、安全安心で暮らしやすい地域社会の実現を図ることを目的とします。

第2 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりです。

- (1) 市民 市内に在住し、在勤し又は在学する者及び市内で事業を営むもの又は活動するものをいいます。
- (2) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) まちづくり 市民及び行政が行う、より暮らしやすい地域社会を築くためのすべての公共的な活動をいいます。

第3 市民の責務

- 1 市民は、市政に対する意識や関心を高め、主体的かつ積極的にまちづくりに参画するよう努めるものとします。
- 2 市民は、まちづくりへの参画にあたっては、自らの発言と行動に責任を持つとともに市民相互の自由な意見を尊重するよう努めるものとします。
- 3 市民は、全体の利益を考慮してまちづくりに参画するよう努めるものとします。

第4 行政の責務

- 1 行政は、市民の参画に関する調査・研究を進め、その啓発を図るとともに、継続的な参画の推進に向けた創意工夫に努めるものとします。
- 2 行政は、市民とのよりよい信頼関係の構築を図るため、市政情報を積極的に発信・提供し、市民との情報の共有化に努めるものとします。
- 3 行政は、市民が市政に積極的に参画できる環境を整えるとともに、市民か

ら提出された意見を十分に考慮し、その反映に努めるものとします。

第5 次世代の参画

- 1 市民は、こどもたちが地域に対する愛着を感じ、まちづくりへの関心・興味を持つことができるよう、こどもたちの地域活動への参画の促進に努めるものとします。
- 2 行政は、学校や地域と連携し、こどもたちが市政へ参画できる機会の拡充を図るとともに、情報の発信に努めるものとします。

第6 市民参画手続

市民参画手続は、次に掲げる方法とします。

(1) 審議会等

地方自治法の規定に基づき設置された附属機関及び行政が定める要綱等により設置された会議（委員の全部又は一部に市民が含まれるものに限る。）に行政が意見を求める方法

(2) パブリックコメント

行政が、施策等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く公表した上で、これに対する市民からの意見又は提案（以下「意見等」という。）を求め、提出された意見等を考慮し、意思決定を行うとともに、意見等に対する考え方を公表する方法

(3) 市民説明会

行政が、施策等の策定過程において、その趣旨、目的、内容等に関する説明を行い、市民と行政が意見交換を行う方法

(4) 市民アンケート

行政が、広く市民の意識の傾向を把握、分析する必要があるときに、調査項目を設定し、一定期間内に市民から回答を求める方法

(5) ワークショップ

行政が施策等の案の作成を行うため、市民と行政又は市民同士が、グループによる共同作業などを通して、合意形成を図りながら案を作り上げていく方法

(6) 市民提案制度

行政が市民に施策等に対する提案を求め、提案された内容を検討し、行

- 政としての意思決定を行うとともに提案に対する考え方を公表する方法
- (7) 前各号に掲げるもののほか、行政が適当と認める方法

第7 市民参画手続の対象

- 1 行政は、次に掲げる施策等を行おうとするときは、第6に掲げる市民参画手続のうち、1以上の方法を実施するものとします。
 - (1) 市の基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更
 - (2) 市政に関する基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限する条例の制定又は改廃
 - (3) 広く市民に利用される大規模な市の施設の設置計画又は変更
 - (4) 憲章、宣言等の策定又は変更
- 2 行政は、前項各号に掲げるもののうち、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市民参画手続を行わないことができるものとします。
 - (1) 軽易と認められるもの
 - (2) 緊急に実施しなければならないもの
 - (3) 行政に裁量の余地がないもの
 - (4) 法令その他により、市民の意見聴取等の手続きの基準が定められており、その基準に基づき実施するもの
 - (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
 - (6) 地方自治法第74条第1項に規定する直接請求により議会に付議するもの
 - (7) 前各号に定めるもののほか、行政が市民参画手続を実施することが適当でないと認めるもの
- 3 行政は、前項の規定により市民参画手続きを実施しないこととしたときは、その理由を公表するものとします。

第8 審議会等

行政は、審議会等の委員を選任するときは、以下のとおり行うものとします。

- (1) 委員の選任

行政は、審議会等の委員を選任しようとするときは、男女の構成比率、

年齢、居住地域、他の審議会等の委員との兼職等、委員構成に偏りが生じないよう考慮するものとします。ただし、審議会等の内容などにより、やむを得ない場合はこの限りではありません。

(2) 委員の公募

行政は、審議会等の設置にあたっては、その趣旨及び審議内容に応じ、原則として、委員の全部又は一部を市民の公募により選考された委員とするものとします。

(3) 公募の方法

ア 行政は、審議会等の委員の公募にあたっては、相当の周知期間を設けて募集を行うものとします。

イ 審議会等の委員の公募にあたっては、その趣旨、目的及び内容並びに募集期間及び募集人数を明らかにしなければならないものとします。

ウ 行政は、市民が積極的に審議会等の委員の公募に応じることができるよう、その方法等の工夫に努めるものとします。

(4) 審議会等の公開

ア 審議会等の会議は、原則として公開するものとします。ただし、個人情報や法令により非公開とされている事項の審議を行う会議等については除きます。

イ 行政は、審議会等の会議を開催しようとする時は、あらかじめ開催日時、開催場所、議題等を公表するものとします。

ウ 前号に規定する事項の公表は、ホームページ、広報紙その他行政が必要と認める方法により行うものとします。

第9 パブリックコメント

行政は、パブリックコメントを行うときは、以下のとおり実施するものとします。

(1) パブリックコメントにおいて、意見等を提出することができるのは、以下に掲げるものとします。

ア 市民

イ パブリックコメントを行う施策等の案に対して利害関係を有すると認められる個人、法人その他の団体

(2) 行政は、パブリックコメントにより、施策等に対する市民等の意見等を

求めようとするときは、その施策等の意思決定を行う前の適切な時期に、次の事項を公表するものとします。

ア 施策等の案

イ 施策等の趣旨又は目的及び案を作成した経緯

ウ 意見等の提出先及び提出期間

エ その他市民等が施策等の案を理解するために必要な関連資料

(3) 前項に規定する事項の公表は、ホームページ、広報紙、その他行政が必要と認める方法により行うものとします。

(4) パブリックコメントを行う施策等の案に対する意見等の提出期間は、30日以上設けるものとします。ただし、30日以上提出期間を設けることができない特別の事情があるときは、当該提出期間を短縮することができるものとします。

(5) パブリックコメントを行う施策等の案に対する意見等の提出は、次に掲げる方法のいずれかによるものとします。

ア 実施機関が指定する場所への書面の持参

イ 郵便

ウ ファクシミリ

エ 電子メール

オ 前各号に掲げるもののほか、行政が必要と認める方法

(6) パブリックコメントを行う施策等の案に対して意見等を提出しようとするものは、以下に掲げる事項を明らかにしなければならないものとします。

ア 氏名（法人その他の団体である場合は、当該団体の名称及び代表者の氏名）

イ 住所（法人その他の団体である場合は、主たる事務所の所在地）

ウ 連絡先

エ 利害関係の内容（市民を除く。）

(7) 行政は、パブリックコメントを実施したときは、提出された意見等の概要、それに対する行政の考え方及び施策等の案を修正した場合における当該修正内容を公表しなければならないものとします。ただし、個人情報等、非公開情報に該当すると認められるものは公表しないものとします。

第 1 0 市民説明会

- 1 行政は、市民説明会を開催しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表するものとします。
 - (1) 市民説明会の開催日時及び場所
 - (2) 市民説明会の議題
 - (3) 市民説明会に出席できるものの範囲
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、行政が必要と認める事項
- 2 前項に掲げる事項の公表は、ホームページ、広報紙その他行政が必要と認める方法により行うものとします。
- 3 行政は、市民説明会を開催したときは、その開催記録を作成し、これを公表するものとします。ただし、個人情報等、非公開情報に該当すると認められるものは公表しないものとします。

第 1 1 市民アンケート

- 1 行政は、市民アンケートを実施するときは、次に掲げる事項を公表するものとします。
 - (1) 市民アンケートの趣旨
 - (2) 市民アンケートの対象者
 - (3) 市民アンケートの方法
 - (4) 市民アンケートの期間
 - (5) その他行政が必要と認める事項
- 2 前項に掲げる事項の公表は、ホームページ、広報紙その他行政が必要と認める方法により行うものとします。
- 3 行政は、市民アンケートの期間が終了したときは、速やかにその結果を集計・分析し、次に掲げる事項を公表するものとします。
 - (1) アンケートの概要
 - (2) 集計・分析結果

第 1 2 ワークショップ

- 1 行政は、ワークショップを開催しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表するものとします。
 - (1) ワークショップの開催時期及び期間

- (2) ワークショップの内容
 - (3) ワークショップの委員の選出に関する事項
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、行政が必要と認める事項
- 2 前項に掲げる事項の公表は、ホームページ、広報紙その他行政が必要と認める方法により行うものとします。
- 3 行政は、ワークショップを開催したときは、その記録を作成し、公表するものとします。ただし、個人情報等、非公開情報に該当すると認められるものは公表しないものとします。

第 1 3 市民提案制度

- 1 行政は、市民に施策等の提案を求めようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表するものとします。
- (1) 提案を求める目的
 - (2) 提案できるものの範囲
 - (3) 提案の方法
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、行政が必要と認める事項
- 2 前項に規定する事項の公表は、ホームページ、広報紙その他行政が必要と認める方法により行うものとします。
- 3 提案の提出は、次に掲げる方法のいずれかによるものとします。
- (1) 実施機関が指定する場所への書面の持参
 - (2) 郵便
 - (3) ファクシミリ
 - (4) 電子メール
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、行政が必要と認める方法
- 4 行政は、提案の内容を検討し、その結果及び理由を公表するものとします。

第 1 4 市民参画の推進

行政は、第 7 - 1 に掲げられたもの以外の施策等を実施する場合においても、市民参画の推進に努めるものとします。

第 1 5 市民参画登録制度

- 1 行政は、市民の参画を促進するため、市政に関心と意欲を持つ市民を市民

参画登録者として登録するものとします。

- 2 市民参画登録者の登録を受けようとする者は、市長に当該登録に必要な事項を届け出なければならないものとします。
- 3 行政は、市民参画登録者に対し、審議会等の委員の公募その他市民参画に関する情報を提供するものとします。

第 1 6 市民参画計画及び実施結果の公表

- 1 行政は、毎年度、行政における市民参画手続の実施予定を取りまとめ、市民参画計画を作成し、これを公表するものとします。
- 2 行政は、前年度における市民参画計画の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとします。
- 3 前 2 項に規定する市民参画計画及びその実施状況の公表は、ホームページ、広報紙その他行政が必要と認める方法により行うものとします。

第 1 7 推進体制の整備

行政は、市民参画を総合的かつ計画的に推進するために必要な体制の整備に努めるものとします。